

委 託 契 約 書 (案)

函館市（以下「甲」という。）と●●会社●●●●●●（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、函館市マイナンバーカード出張申請受付等業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条 乙は、別添「函館市マイナンバーカード出張申請受付等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に従い委託業務の本旨に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議をして処理するものとする。

（統括責任者等）

第3条 乙は、委託業務履行について委託業務内容の管理をつかさどる統括責任者および業務責任者を定め、甲に書面により7日以内に通知するものとする。統括責任者および業務責任者を変更した場合も、同様とする。

2 乙は、委託業務を履行する業務従事者について、甲に書面により7日以内に通知するものとする。業務従事者を変更した場合も、同様とする。

（委託期間）

第4条 委託期間は、契約をした日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として金●●, ●●●, ●●●●円（うち消費税および地方消費税の合計額, 金●, ●●●, ●●●●円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除とする。

(実績報告書の提出)

第7条 乙は、委託業務の完了後、速やかに委託業務に係る実績報告書を甲に提出しなければならない。

(報告義務)

第8条 乙は、仕様書に定める以外の方法で委託業務を処理することが必要と認めるとき、または委託業務に付随して実施することが必要と認める業務があるときは、直ちにその旨を報告し、甲の指示に従うものとする。委託業務の処理上重大な事故があったときも同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、業務を他（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、または請負わせてはならない。ただし、その業務の一部について、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(委託業務の調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第13条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要な経費は甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(委託料の請求および支払)

第14条 乙は、甲の指定する方法により、別紙「支払内訳書」のとおり委託料の支払いを請求する。

- 2 甲は、前項の規定による適法な支払いの請求があったときは、請求があった日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、その責めに帰する理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは当該未払い額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 4 委託料の支払場所は、函館市会計管理者の指定する場所とする。

(帳簿および書類の備付け)

第15条 乙は、委託業務の実施に関する帳簿、記録その他必要な書類を整備し、その完結の日に属する事業年度の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(解除等)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めて委託業務の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における委託業務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 乙の委託業務の履行が不適當であると認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
- (1) 乙の委託業務の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。
 - (2) 乙が委託業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙の委託業務の一部の履行が不能である場合または乙がその委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時また

は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその委託業務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 契約の締結または委託業務の履行について、乙に不正行為があったとき。

(7) 乙が函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

3 甲は、委託業務を継続する必要がなくなったときは、この契約を解除することができる。

4 第1項または第2項に該当して、この契約が解除されたときは、乙は、委託料の10分の1に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、当該解除が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

5 第2項第2号もしくは第3号または第3項に該当して、この契約を解除しようとするときは、甲または乙は、その1月前までに相手方に対してその旨を通知しなければならない。

(不当介入等に対する届出義務)

第17条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等（函館市暴力団等排除措置要綱第1条にいう暴力団等をいう。以下同じ。）から不当介入等（函館市暴力団等排除措置要綱第13条第1項にいう不当介入等をいう。以下同じ。）を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、暴力団等から不当介入等による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

3 乙は、契約の履行に当たり再委託を認められた場合において、再委託業者が暴力団等から不当介入等による被害を受けたときは、再委託業者に対

して前2項と同様に措置を行うよう指導するものとする。

(談合等不正行為による解除)

第18条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条もしくは第95条（独占禁止法第89条第1項または第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑または刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(不正行為に伴う賠償金)

第19条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号に掲げる場合において、排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

4 甲は、前項の契約による履行が完了した後に第1項または第2項の賠償

金を請求する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、乙の代表者であった者または構成員であった者に対して当該賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者および構成員であった者は、共同連帯して当該賠償金を支払う責任を負うものとする。

(委託業務の一部不履行の場合における委託料の減額)

第20条 甲は、乙の責めに帰する理由により、委託業務について一部不履行があった場合は、委託料を減額することができる。この場合において、減額する額は、甲乙協議して決定するものとする。

(乙の法令上の責任)

第21条 乙は、業務委託従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）および雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第22条 乙は、委託業務の処理上知り得た個人情報および特定個人情報その他委託業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。この契約の終了後または契約解除後においても同様とする。

2 前項に規定するもののほか、乙は、委託業務の処理に伴う個人情報および特定個人情報の取扱いについては、別記「個人情報および特定個人情報保護に関する特記事項」によるものとする。

(特定個人情報取扱内容等の届出)

第23条 乙は、委託業務遂行にあたり、特定個人情報を取扱う場合または取扱内容等に変更がある場合には、あらかじめ次に掲げる事項について定め、甲に書面をもって届け出るものとする。

- (1) 特定個人情報の取扱内容およびその目的
- (2) 特定個人情報を取扱う場所
- (3) 特定個人情報の取扱いにあたり主として指揮および監督を行う者

(4) 特定個人情報の取扱いを行う者

(5) 前号の者に対する特定個人情報の保護等に関する監督，教育の内容
(管轄裁判所)

第24条 この契約に関し訴訟を行う場合は，甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(補則)

第25条 乙はこの契約に定めるもののほか，函館市契約条例施行規則（昭和39年函館市規則第4号）および政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については，必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため，本書2通を作成し，甲乙両者記名押印のうえ，各自その1通を保有するものとする。

令和6年（2024年）●月●日

甲 函館市

函館市長 大 泉 潤

乙 ●●会社●●●●●●

代表取締役 ● ● ● ●

別 記

個人情報および特定個人情報保護に関する特記事項

委託業務の処理に当たっては、第22条第1項に規定するもののほか、個人情報（特定個人情報を含む。）の取扱いは、次のとおりとする。

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）および特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実務に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、個人情報を取扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、甲が乙に求めた個人情報の取扱いと同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。再委託先が再々委託およびそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この委託業務に従事する者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことその他の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（研修の実施および誓約書の提出）

第3条 乙は、従事する者に対し、個人情報を取扱う場合に従事者が遵守すべき事項ならびに従事者が負うべき個人情報保護法および番号法に基づく罰則の内容および民事上の責任についての研修を実施し、様式1「研修実施報告書」、様式2「個人情報および特定個人情報保護に関する誓約書」を甲に提出しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾を得ないで委託業務に係る個人情報を契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6条 乙は、甲の承諾を得ないで委託業務に係る個人情報を業務遂行場所から持ち出してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7条 乙は、契約を履行するために行う場合を除き、委託業務に係る個人情報が記録された資料（電磁的記録であるものを含む。）を複写し、または複製してはならない。

(個人情報の返還等)

第8条 乙は、甲が預託し、または本件業務に関して乙が収集もしくは作成した個人情報を、委託業務終了後直ちに甲に返還し、または甲の指示により抹消しなければならない。

(事故の報告)

第9条 乙は、委託業務を処理するうえで、個人情報の漏えい、滅失、き損、不正使用その他の事故が発生した場合、または生じるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(報告)

第10条 乙は、契約内容の遵守状況および委託先（再委託先等を含む。）における個人情報の取扱状況について、甲に定期的に報告しなければならない。

2 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、個人情報の取扱状況について、違反の事実および兆候を把握した場合、直ちに甲に報告しなければならない。

(罰則および損害賠償)

第11条 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中および退職後に

において、この契約による業務に関して知り得た個人情報を提供・盗用したときは、個人情報保護法および番号法の罰則規定が適用されることを周知するものとする。

- 2 乙の故意または過失によって、乙が甲から委託を受けた個人情報の漏えいなどの事態を生じさせ、これによって甲または乙が、本人等から損害賠償の請求を受けた場合は、乙がこれを負担することとし、乙は甲と協力して、誠実に対応を行うものとする。

(立入検査等)

第12条 乙は、委託業務の処理に伴う個人情報の取扱体制および安全対策の具体的処理状況について、甲が行う随時の立入検査等に応じ、必要な報告の求めに応じ、およびその指示に従わなければならない。再委託先が再々委託およびそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

(派遣労働者)

第 13 条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。